

# 新たな大豆政策大綱

平成 1 1 年 9 月 3 0 日

## 目 次

取引の在り方の見直し等		交付金制度見直しについての考え方	
1 取引の在り方の見直し		1 新たな交付金制度	
(1)取引形態の多様化 -----	1	(1)基本的考え方 -----	2
(2)入札取引の透明化・適正化 -----	1	(2)助成単価 -----	3
2 販売・生産体制の見直し・強化		(3)販売計画 -----	4
(1)多元的販売の実施 -----	2	(4)交付金対象外大豆への助成 -----	4
(2)適切な情報交換・提供 -----	2	2 大豆作経営安定対策 -----	5
		3 運営上の留意事項 -----	5
		その他 -----	6
		1 1年産価格 -----	6

(備 考)

本年7月に取りまとめた「水田を中心とした土地利用型農業の活性化の基本方向(大綱骨子)」において、大豆については、生産者が実需者のニーズを踏まえて品質向上、生産性向上等の努力をすれば報われ、実需者も希望してこれを需める状況を創出するため、生産者・実需者間で安定的な取引関係を構築し、生産・流通体制の整備を図った上で、現行の不足払い制度を見直し、市場評価が生産者手取りに的確に反映されるような新たな助成制度を検討していくこととした。

これを踏まえ、新たな大豆の流通・生産の在り方について検討を重ねた結果、その考え方は次に掲げるところによるものとする。

#### 取引の在り方の見直し等

##### 1 取引の在り方の見直し

###### (1) 取引形態の多様化

今後、国産大豆の需給相均衡した量的拡大を図っていく上では、生産者・実需者で安定的な取引関係が構築されることが重要であり、このため、入札取引において適正かつ透明な価格形成が行われることを前提として、相対取引・契約栽培の拡充を図る。

###### (2) 入札取引の透明化・適正化

需給事情や品質評価を反映して銘柄ごとの市場評価をより透明かつ適正に行うことができるよう、入札取引について、市場開設者と売り手の分離、結果の公表等を行う。

生産者・実需者間での協議会を継続実施。

入札取引の円滑かつ適正な実施に資するよう所要の助成措置を講じる。

## 2 販売・生産体制の見直し・強化

### (1) 多角的販売の実施

年間を通じて安定的な販売が行えるよう、全国団体の調整の下に計画的かつ合理的な販売を、単協、経済連を含めて多角的に展開する。

### (2) 適切な情報交換・提供

実需者ニーズに沿った販売・生産を推進するため、生産者・実需者で構成する協議会における両者の情報交換を緊密化するとともに、生産者団体は、定期的に需給・価格情報に関する委員会を開催して各種の情報を分析の上、それを踏まえて今後の生産方針等を決定し、公表等を通じてこうした情報や決定事項を生産者に的確に伝達しつつ、確実に実行していくこととする。

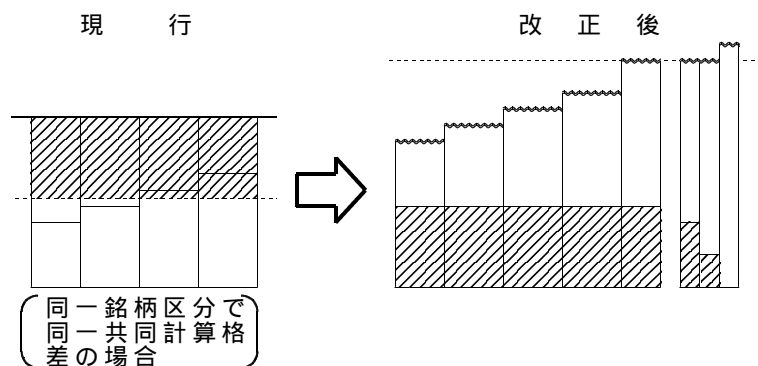
## 交付金制度見直しについての考え方

### 1 新たな交付金制度

#### (1) 基本的考え方

新たな交付金制度は、銘柄ごとの市場評価が生産者手取りに的確に反映され、需要に応じた良品質大豆の生産拡大に資する観点から、原則として事前に定めた全銘柄共通の一定の単価により助成するシステムとする。

## 新たな制度のイメージ



生産者団体の販売代金の精算方法についても、全銘柄一括の共同計算方式を廃し、銘柄ごとの市場評価が反映されたものとなるよう、見直しを行うものとする。

(2) 助成単価

助成単価は、各年産の大豆につき、生産費その他の生産条件の動向及び物価その他の経済事情を参酌して定めるものとする。

初年度

移行初年度（平成12年産）の助成単価は、今後の大豆作の担い手となるべき生産性の高い経営体の経営安定に資する観点から、その生産費と実現される平均的な販売価格との差額を基準として定めるものとする。

次年度以降

次年度以降の助成単価は、生産性の向上を的確に反映させつつ、その安定的運営を確保する観点から、生産費、収量等の動向を基本に、透明性が確保された次のルールに基づいて算定するものとする。

当年産の助成単価

= 前年産の助成単価 × 生産コスト等変動率

高価格で取引される銘柄の取扱い

助成単価は、全銘柄共通のものとするが、過剰補償を避け、また、交付金を受けずして生産拡大を図ることのできる大豆の流通を拡大していく観点から、生産費水準を超える価格で取引される銘柄については、助成単価を漸減させるものとする。

今後の大豆作の担い手となるべき生産性の高い経営体

主産地：大豆作のウエイトの大きい地域

〔 現在、作付面積(交付金対象農家)の上位から10道県は、北海道、佐賀県、富山県、福岡県、栃木県、愛知県、熊本県、滋賀県、茨城県、秋田県 〕

対象農家：主産地の平均作付規模以上の農家

生産コスト等変動率の考え方

$Mt/Mo \times It/Io \div Ht/Ho$

Mt/Mo: 主産地の平均作付規模以上層農家の全算入生産費の変化率（移動3年平均）

It/Io : 大豆生産費パリテイ指数の変化率（=物価変化率）

Ht/Ho: 10<sup>アール</sup>当たりの収量（平準化単収）の変化率（移動3年平均）

(3) 販売計画  
全農等の生産者団体は、大豆の販売を計画的かつ合理的に行うため、当該生産者団体及びその構成員（経済連、単協等）が行う販売事業に関する計画を策定の上、農林水産大臣の承認を受けるものとし、この計画に従って販売された大豆について交付金を交付するものとする。

(4) 交付金対象外大豆への助成  
交付金制度によらずして流通する大豆の維持・拡大を図るため、必要な支援を行う。

このほか、交付金交付に当たっては、  
ア 一定の規格を備えるものであること  
イ 入札によらず取引されるものにあつては、一定の取引規模を有するものであること、入札により形成される価格に準じた取引価格であること  
等一定の要件を設ける。

## 2 大豆作経営安定対策

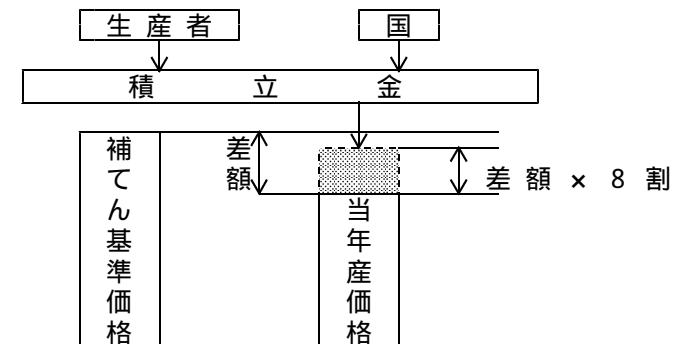
価格変動に対応するため、稲作経営安定対策の例により、銘柄ごとの補てん基準価格（過去3年（平成12年産の場合、平成9～11年産）の平均販売価格）からの低下額の8割を、生産者の拠出と国の助成金で造成する資金から補てんする仕組みを創設する。

この場合の生産者の拠出額は、補てん基準価格の3%、国の助成金は同9%とする。

## 3 運営上の留意事項

- (1) 交付金の交付と大豆作経営安定対策は一体として運営するものとし、大豆作経営安定対策の拠出に係る数量分のみを交付金交付の対象とする。
- (2) 新たな交付金制度への移行・定着の状況、大豆作生産構造の変化、価格形成の実態等を踏まえ、適宜必要な見直し・改善を図るものとする。

大豆作経営安定対策のイメージ図



新制度への円滑な移行を図るため、補てん基準価格の算定に当たって、当初は現行の銘柄区分ごとの平均販売価格を用いることとし、3年で銘柄ごとの平均販売価格に段階的に移行させる。

本対策については、生産者の意向等も踏まえ、個人ごとに管理される資金に繰越が生じた場合の繰越資金の活用の在り方等の仕組み・運営方法につき検討を行うものとする。

大豆作経営安定対策の円滑な運営のため、システム開発、加入促進等に対し、所要の助成措置を講じるものとし、当該助成については、単協等の入札販売促進、早期集荷促進にも活用し得ることとする。

## その他

- (1) 品質・生産性の向上に資するよう、品種・栽培技術の開発と普及・定着を推進する。その際、実需者のニーズ・品質評価が適切に反映されるよう十分留意するものとする。
- (2) 品質・ロットの確保、供給量の安定等の実需者ニーズを踏まえて生産を拡大していけるよう、機械・施設の整備、契約栽培の推進等により、主産地の形成を促進する。
- (3) 大豆作の経営安定を図る上で、共済制度の役割は重要であり、大豆共済の加入促進を図る。
- (4) 国産大豆の需要拡大を図る上で、原料大豆の国産使用の表示の的確な実施を図ることが重要であり、加工業者団体が決定した方針の円滑な実施をはじめ、適切な「国産大豆使用」表示を推進する。
- (5) このほか、大豆の安定生産に資する土地基盤整備、消費拡大等の取組を総合的に推進する。

## 11 年産価格

11 年産大豆の基準価格、最低標準額については、生産費や販売価格の動向等を踏まえ、適切に決定する。